

令和 7 年 10 月 20 日

十和田市観光物産交流施設 使用者募集

十和田市観光物産施設指定管理者
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構
理事長 岩間 恵美郎
(公 印 省 略)

十和田市観光物産交流施設では、十和田市観光物産交流施設条例および十和田市観光物産交流施設条例施行規則により、本市の魅力の発信及び賑わいの創出を図り、もって本市の観光及び物産の振興並びに地域社会の活性化に資するため、施設使用者を募集します。

1.施設の概要

【名称及び位置】

名称	位置
十和田市観光物産交流施設	十和田市稲生町 15 番 3 号 アートステーショントワダ内

【使用料】

市条例別表(第 7 条、第 17 条関係)

区分	金額
厨房	月額 54,470 円

備考1 厨房の電気、燃料、水道等の費用は、使用者の負担とする。

備考2 使用料は前納とし、納付がない場合には使用許可の取消をすることがある

【面積・構造】

区分	面積	構造
厨房	19.08㎡	鉄骨造 平屋建

【指定管理者】

一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構

【営業時間・休館日等】

十和田市観光物産交流施設条例および十和田市観光物産交流施設条例施行 規則による

2. 施設条件

- ①厨房施設は、利用者に対して、地場産品を活用した飲食物を提供する。また、必要に応じて、食育教室や実演販売など施設利用促進に繋がる取り組みを実施する。
- ②施設は、転貸してはならない。

3. 応募条件

- ①一般社団法人十和田奥入瀬観光機構の会員であること、または、入会申込書を提出している者であること。
- ②市観光物産施設の整備目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- ③公租公課を完納していること。
- ④本施設において製造や販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- ⑤過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- ⑥会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- ⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。
- ⑧暴力団体関係組織または、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。
- ⑨営業するために必要な人員、物品、保守、清掃は使用者にて用意のこと。
- ⑩営業に当たっては、当施設設置趣旨を遵守のこと。詳細については、指定管理者との協議によって別に定める。
- ⑪施設の整備区分は、厨房機器の一部（メンテナンス・修理等維持費及び更新は使用者の負担）は市が設置したものを用い、それ以外については使用者が整備するものとする。なお、整備区分に疑義がある場合は、協議のうえ決定する。
- ⑫利用者に提供する飲食物については、地場産品を活用し、地域の特産物・農産物の PR または産業の振興に資することができるメニューを加えることが望ましい。

4. 営業条件

- ①使用時間は午前9時～午後7時のうち、指定管理者と使用者で協議し決定する。
- ②地場産品を活用し、地域の特色を持ったメニューを提供する。

- ③飲食物の料金については、広く利用が図られる金額を設定するよう努めること。
- ④営業は使用許可期間中は継続して行うものとし、中途の撤退をしないこと。ただし、事情がある場合は協議の上対応する。基本的には、厨房施設使用契約書の第6条、第7条に順ずるものとする。
- ⑤営業による損失については、市及び指定管理者は一切の責任を負わない。
- ⑥休憩室は AST スタッフルームを使用できるが、物品保管は厨房施設内に限ることとする。

5. 契約の条件

- (1) 契約の相手 一般社団法人十和田奥入瀬観光機構（指定管理受託者）
- (2) 契約形態 使用許可
- (3) 契約期間 締結日～令和 8 年 3 月 31 日（協議により延長あり）
- (4) 月額賃料及び共益費
 - 1. 施設の概要【使用料】に定めるとおり

6. 応募書類および提出方法

- (1) 運営計画書（A4版用紙使用）

内容の構成

- ・運営計画（事業計画案、収支計画案、特産品の品揃え、飲食等の提供方法、メニュー、価格表、職員の体制）
- ・設備等計画（追加設備等がある場合の内容）

- (2) その他参考資料

- ・企業もしくは団体の場合は、事業内容や役員名等が分かる資料
- ・個人の場合は、飲食業に関する経歴等が分かる資料

- (3) 提出場所および提出方法

- ・提出場所 AST 十和田市観光物産交流施設
- ・提出方法 直接持参又は郵送

7. スケジュール

令和 7 年 12 月 31 日（水）公募×切

令和 8 年月 1 月 随時結果公表後、随時入居開始

（入居開始予定日の2週間前から、準備のための立ち入りができることとする）

8. その他

本協議については公募×切後、結果公表後に随時協議を行う。

9. 問い合わせ

一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 事務局次長 池田

〒034-0011 十和田市稲生町 15-3 十和田市観光物産センター内

電話 0176-24-3006